

竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした地方創生テレワークを町内で推進し、「新たな雇用の場」と「新たな人の流れ」を創出し、本町における活力ある地域経済の実現を図ることを目的に、サテライトオフィス等の施設の整備または開設を行う企業および当該施設へ入居する町外企業に対し、予算の定めるところにより地方創生テレワーク補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方創生テレワーク 首都圏をはじめとする町外に立地する企業の地方拠点の開設またはテレワーク等新たな働き方による本町への移住もしくは滞在等、地方創生に資する動きまたは取組
- (2) 企業 営利を目的とし、法人格を有する団体であつて、次の事項に該当しないものをいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する許可を要する風俗営業
 - イ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人または地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - ウ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人
- (3) サテライトオフィス等 地方創生テレワークに沿った働く環境および機能を有する次の施設
 - ア サテライトオフィス 企業または団体の本拠地から離れた所に設置されたオフィスのことで、本社または事業本部よりも小規模なオフィス
 - イ コワーキングスペース シェアオフィスのうち、机、椅子、パーテーション等により施設利用者が誰でも利用可能な共有執務スペース
- (4) 施設整備事業補助金 町内で新たにサテライトオフィス等を開設する企業の当該サテライトオフィス等の施設整備、開設および運営に要する費用に対する補助
- (5) プロジェクト推進助成金 施設整備事業補助金による支援で新たに整備されたサテライトオフィス等への誘致のための推進助成
- (6) 施設入居支援金 地方創生テレワーク補助金事業のうち、施設整備事業補助金による支援

で新たに整備されたサテライトオフィス等への入居企業の進出に対する支援

(7) 町外企業 竜王町内に支店、事業所等を設置していない企業

(施設整備事業補助金等の対象経費等)

第3条 施設整備事業補助金の対象経費、交付要件および限度額は、別表第1および別表第2に定めるとおりとする。

2 プロジェクト推進助成金の対象経費、交付要件および限度額は、別表第3および別表第4に定めるとおりとする。

3 施設入居支援金の交付要件および限度額は、別表第5に定めるとおりとする。

(施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付の申請)

第4条 施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付を受けようとする企業は、竜王町地方創生テレワーク補助金交付申請書(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)(別記様式第1号)に別表第6または別表第7に掲げる提出書類を添付して、別途、町が定める申請期限までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の一部を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請を行うに当たり、対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)を、交付申請額から減じて交付申請をしなければならない。ただし、当該申請をする時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、竜王町地方創生テレワーク補助金交付決定通知書(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入および支出を明らかにした帳簿ならびに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する町の会計年度の終了後10年間保存すること。

(2) 補助対象事業により取得し、または効用が増加した資産は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）してはならないこと。ただし、施設整備事業補助金の交付決定を受けた者（以下「補助企業」という。）があらかじめ町長の承認を受けたときまたは当該事業が完了する日の属する町の会計年度の翌年度の初日から起算して、当該資産の耐用年数を経過したときはこの限りでない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(対象事業の変更)

第6条 施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付の決定を受けた企業は、対象事業を変更する場合で、町長が必要と認めるときは、あらかじめ竜王町地方創生テレワーク補助金事業変更承認申請書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（別記様式第3号）にその他町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、竜王町地方創生テレワーク補助金事業変更承認通知書（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）（別記様式第4号）により交付決定を受けた企業に通知するものとする。

(補助対象事業等の実績報告)

第7条 施設整備事業補助金の交付の決定を受けた企業は、補助対象事業等が完了したときは竜王町地方創生テレワーク補助金交付実績報告書（別記様式第5号）に別表第6に掲げる提出書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 プロジェクト推進助成金の交付の決定を受けた企業は、補助対象事業等が完了したときは竜王町地方創生テレワーク補助金交付実績報告書（別記様式第5号）に別表第7に掲げる提出書類を添付して、町長に提出しなければならない。

3 前2項の対象事業の実績は、別表第6または別表第7に定める提出期限までに報告しなければならない。

4 施設入居支援金の交付を受けようとする企業は、竜王町地方創生テレワーク補助金（施設入居支援金）交付申請書兼実績報告書（別記様式第6号）に別表第8に掲げる提出書類を添付して、同表に定める申請期限までに町長に提出しなければならない。

(成果の公表)

第8条 町長は、補助事業の成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助

企業に発表させることができる。

(施設整備事業補助金等の確定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、竜王町地方創生テレワーク補助金交付確定通知書(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)(別記様式第7号)により補助企業に通知するものとする。

2 町長は、第7条第2項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき推進助成金の額を確定し、竜王町地方創生テレワーク補助金交付確定通知書(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)(別記様式第7号)により対象企業に通知するものとする。

3 町長は、第7条第4項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき支援金の額を確定し、竜王町地方創生テレワーク補助金(施設入居支援金)交付確定通知書(別記様式第8号)により対象企業に通知するものとする。

(施設整備事業補助金等の交付決定の取消し等)

第10条 町長は、施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付の決定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付を停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 対象事業を中止したとき。

(3) 施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。

(5) その他法令、規則およびこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、施設入居支援金の交付の決定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、施設入居支援金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付を停止することができる。

(1) 施設入居支援金の申請日から3年以上5年以内に、町内の施設利用を終了したとき。

(2) 施設入居支援金の申請日から3年未満で、町内の施設利用を終了したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により施設入居支援金の交付決定を受けたとき。

(施設整備事業補助金等の返還)

第11条 町長は、前条第1項または第2項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、既に補助金の交付をしている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助対象事業により取得し、または効用が増加した資産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(施設整備事業補助金)(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。なお、施設整備事業補助金の交付を受けた企業が補助対象事業により取得した資産を譲渡・売却する場合、譲渡・売却先の企業に対し、本要綱を遵守させなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書(施設整備事業補助金)(別記様式第10号)により補助企業に通知するものとする。

(報告または調査)

第13条 町長は、施設整備事業補助金またはプロジェクト推進助成金の交付に関し必要があるときは、その交付決定企業に対し、報告を求め、または当該職員を派遣して調査させることができる。

(地位の承継)

第14条 補助企業が当該施設整備事業補助金の交付決定に係る事業を譲渡した場合は、当該事業の譲受人は、町長の承認を得て、当該施設整備事業補助金の交付の決定を受けた補助企業の地位を承継することができる。

2 施設整備事業補助金の交付決定を受けた補助企業について合併または分割(それぞれ施設整備事業補助金の交付決定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。)があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人または分割により当該事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該施設整備事業補助金の交付決定を受けた補助企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により施設整備事業補助金の交付決定を受けた補助企業の地位を承継しようとする企業は、あらかじめ竜王町地方創生テレワーク補助金交付決定事業承継承認申請書(施設整備事業補助金)(別記様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(国または県等の補助制度との重複)

第15条 施設整備事業補助金の交付決定を受けた補助企業に対して、国または県その他の地方公共団体または産業支援機関の制度により、交付対象事業への補助金等の交付があった場合は、補助

金の交付はしない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本制度に係る施設整備事業補助金、プロジェクト推進助成金および施設入居支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月9日から施行する。

(適用)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項および第9条の規定による施設整備事業補助金等の交付決定および確定を受けた者に対するこの要綱の規定の範囲については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象経費	交付要件	限度額
施設整備事業補助金	事業の実施に直接要する経費で別表第2に掲げるものとする(ただし消費税額を除く。)	(1) 町外企業等が地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する施設として、サテライトオフィス等を町内で新たに開設する事業であること。 (2) 令和4年2月末日までにサテライトオフィス等の開設事業を完了できること。 (3) サテライトオフィスの整備および運営が一体となった事業計画を有すること。 (4) 施設開設後、速やかにサテライトオフィス等の開設事業を開始し、10年以上継続した施設運営を営めること。 (5) 施設利用者・入居者は利用登録または入居契約が必要であること。 (6) 施設入居企業が利用できるセキュ	上限額 9,000万円

		<p>リティの確保された個室を10室以上設置していること。</p> <p>(7) 複数企業が共用可能な次の条件を満たす執務スペースを設置すること。</p> <p>ア 複数の利用者が一度に利用できる会議室を1室以上確保していること。</p> <p>イ ビジネスを行う上で必要な机、椅子等の備品や打ち合わせスペース、入居企業の住宅設定サービス等が整備されていること。</p> <p>ウ 情報セキュリティの確保されたWi-Fiなどのインターネット環境が整備されていること。</p>	
--	--	---	--

別表第2 (第3条関係)

補助対象経費区分	内容
施設整備費	<p>対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められる設備（例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど）を取得・整備に要する経費</p> <p>(※対象施設として整備される建築物と構造上一体となっているが、地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められない設備については、原則対象外経費となる。ただし、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の整備・運営費全体の2割以内で対象とすることができる。なお、原則対象外経費となるものについては、対象外経費と併せて全体の2割以内で対象とすることができる。)</p>
通信環境整備費	<p>施設におけるWi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバーの施設等に要する経費</p> <p>(クロージャールームから施設構内への引込み工事や通信企業の提供する光回</p>

	線サービスの利用料または、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料、施設内のWi-Fi・LAN環境の構築に伴う機器の購入、レンタルおよび設置工事)
什器・機器導入費	地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められる什器・機器（例えば机や椅子、パソコン、プリンタ、コピー機等）に要する経費 （※地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、原則、対象外経費となる。ただし、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の施設整備・運営費全体の2割以内で対象とすることができる。なお、原則対象外経費となるものについては、対象外経費と併せて全体の2割以内で対象とすることができる。）
施設運営・管理費	地方創生テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められる施設運営・管理に係る経費

別表第3（第3条関係）

区分	助成対象経費	交付要件	限度額
プロジェクト推進助成金	事業の実施に直接要する経費で別表第4に掲げるものとする（ただし消費税額を除く。）。	(1) 施設整備補助金の交付を受け、整備された施設への利用促進を目的とすること。 (2) 町長および補助企業が事業を実施するにあたり的確と認める者が実施すること。	(1) サテライトオフィスへの誘致事業費用 上限額 350万円 (2) サテライトオフィス、コワーキングスペース利用のためのPR費用 上限額 150万円

別表第4（第3条関係）

助成対象経費区分	内容
サテライトオフィスへの誘致事業費用	施設利用に向けての説明会、PRのための出張費用、試用期間中に係る費用等 その他町長が必要と認める費用

サテライトオフィス、コワーキングスペースのPR費用	施設利用に向けてのHP掲載、SNS発信、ポスター、チラシ等の作成等に係る費用 その他町長が必要と認める費用
---------------------------	--

別表第5（第3条関係）

区分	交付要件	限度額
施設入居支援金	(1) 施設整備事業補助金の交付を受け、整備された施設へ入居する町外企業であること。 (2) 町内に事務所を設置し、町内で5年以上継続して事業を行う企業であること。	1社あたり100万円を上限とする。

別表第6（第4条、第7条関係）

区分	交付申請	実績報告	
	提出書類	提出期限	提出書類
施設整備事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 改修等に関する配置図および設計図（写し） (3) 改修等にかかる費用を明らかにする書類およびその明細書（写し） (4) 賃貸借契約書（案）（写し） (5) 登記事項証明書（法人の場合に限る） (6) 改修等を行う建物の登記事項証明書 (7) 直近の決算書（写し）（法人の場合に限る） (8) 改修等の工事を行う予定箇所の全景および対象工事を行う場所の現況を示す	事業完了後30日以内または令和4年3月末日のいずれか早い日	(1) 実績報告書 (2) 事業に要した費用を明らかにする書類およびその明細書（写し） (3) 事業に要した費用の請求書（写し） (4) 事業に要した費用の領収書 (5) 事業の完了を明らかにする書類（写し） (6) 賃貸借契約書（写し） (7) 事業の工事現況写真（対象経費部分に該当する部分で、工事途中に撮影されたものに限る。） (8) 改修等の完了後の写真 (9) その他町長が必要と認

	写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。） (9) その他町長が必要と認める書類		める書類
--	---	--	------

別表第7（第4条、第7条関係）

区分	交付申請		実績報告	
	提出書類	提出期限	提出書類	
プロジェクト推進 助成金	(1) 事業計画書 (2) 事業経費明細書（写し） (3) その他町長が必要と認める書類	事業完了後30日以内 または令和4年3月 末日のいずれか早い 日	(1) 実績報告書 (2) 事業に要した費用を明らかにする書類およびその明細書（写し） (3) 事業に要した費用の請求書（写し） (4) 事業に要した費用の領収書 (5) 事業の完了を明らかにする書類（写し） (6) その他町長が必要と認める書類	

別表第8（第7条関係）

区分	交付申請	
	提出期限	提出書類
施設入居支援金	令和4年3月末日	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書 (3) 法人の登記事項証明書 (4) 直近の決算書（写し） (5) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）竜王町長

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

竜王町地方創生テレワーク補助金交付申請書
（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）

竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づく補助金等の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------|--|-----------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金） | |
| 2 | 補助対象事業の目的 | 別紙 | 事業計画書のとおり |
| 3 | 補助対象事業の内容 | 別紙 | 事業計画書のとおり |
| 4 | 補助対象経費 | 金 | 千円 |
| 5 | 交付申請額 | 金 | 千円 |
| 6 | 補助対象事業の期間 | 別紙 | 事業計画書のとおり |

第 号
年 月 日

様

竜王町長

印

竜王町地方創生テレワーク補助金交付決定通知書
(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)

年 月 日付けで申請のあった竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱第4条の規定による交付申請については、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	
交付決定額	
交付条件	

年 月 日

（宛先）竜王町長

申請者 住所
名称
代表者名 印

竜王町地方創生テレワーク補助金事業変更承認申請書
（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）の内容を変更したいので、同事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類（※1）を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

※1 変更内容が明確となる書類（事業変更計画書とそれに伴う根拠資料等）

別記様式第4号（第6条関係）
別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

竜王町長 印

竜王町地方創生テレワーク補助金事業変更承認通知書
(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)

年 月 日付けで申請のあった竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱第6条第2項の規定による変更承認申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更条件		

年 月 日

（宛先）竜王町長

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

竜王町地方創生テレワーク補助金交付実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった竜王町地方創生テレワーク補助金事業を完了したので同事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金） |
| 2 | 補助対象事業の目的 | 別紙 事業報告書のとおり |
| 3 | 補助対象事業の内容 | 別紙 事業報告書のとおり |
| 4 | 補助対象事業の支出明細 | 別紙 事業報告書のとおり |
| 5 | 補助対象事業の完了日 | 別紙 事業報告書のとおり |
| 6 | 交付申請額 | 金 千円 |

年 月 日

（宛先）竜王町長

申請者	住所 名称 代表者名	印
-----	------------------	---

竜王町地方創生テレワーク補助金（施設入居支援金）交付申請書兼実績報告書

竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づく支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 補助対象事業の名称 | 竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設入居支援金） |
| 2 | 本町への進出目的 | 別紙 事業計画書のとおり |
| 3 | 進出後の事業内容 | 別紙 事業計画書のとおり |
| 4 | 進出後の事業内容 | 別紙 事業計画書のとおり |
| 5 | 交付申請額 | 金 千円 |

第 号
年 月 日

様

竜王町長

印

竜王町地方創生テレワーク補助金交付確定通知書
(施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金)

年 月 日付けで竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設整備事業補助金・プロジェクト推進助成金）について、同事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	
交付決定額	
確定額	

別記様式第8号（第9条関係）
別記様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

竜王町長

印

竜王町地方創生テレワーク補助金（施設入居支援金）交付確定通知書

年 月 日付けで竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設入居支援金）
について、同事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

交付対象事業の名称	
交付確定年月日 交付確定番号	年 月 日 第 号
確 定 額	

年 月 日

（宛先） 竜王町長

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

財産処分承認申請書（施設整備事業補助金）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった竜王町地方創生テレワーク補助金事業（施設整備事業補助金）で所得した財産を処分したいので、同事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分子定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 理 由	

別記様式第10号（第12条関係）
別記様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

竜王町長

印

財産処分承認通知書（施設整備事業補助金）

年 月 日付けで申請のあった竜王町地方創生テレワーク補助金事業補助金
交付要綱第12条1項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第12条第2項
の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	
処分予定年月日	
処分事項	
処分条件	

年 月 日

(宛先) 竜王町長

住 所
 申請者 名 称
 代表者名 印

竜王町地方創生テレワーク補助金交付決定事業承継承認申請書 (施設整備事業補助金)

下記のとおり補助金の交付の決定を受けた補助企業としての地位を承継したいので、竜王町地方創生テレワーク補助金交付要綱第14条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
交付決定企業	企業名	
	所在地	
承継企業	企業名	
	所在地	
承 継	年月日	
	事 由	

添付書類

- 1 補助金の交付決定を受けた事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書